

改めて  
確認  
しよう!

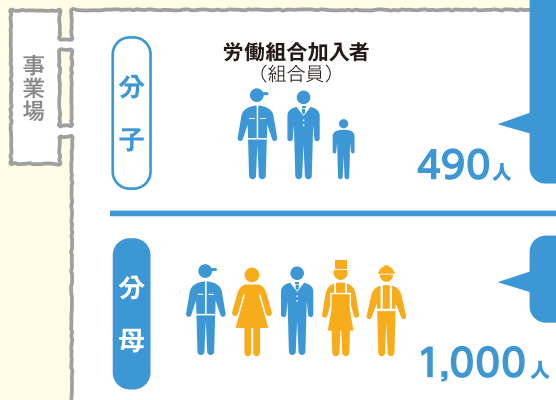
# 過半数代表

過半数  
労働組合の  
要件って？

36協定等を締結する都度、事業場(本社、支店、工場など)ごとの  
“過半数”となっているか改めて確認しましょう。

**労働者の過半数を  
組織していること!**

「労働者」とは、正社員・  
パートタイマー・アルバイト・  
契約社員・再雇用者・管理職など  
事業場で働く直接雇用関係  
があるすべての労働者です。



この場合、労働組合  
加入者(組合員)が事  
業場の全労働者の  
過半数より少ないた  
め、労働組合は過半  
数代表となることが  
できません

直接雇用関係がある  
全労働者

実際にカウントしてみよう!

## 過半数組合 になっている場合

### 協定締結の 都度チェックを!

36協定などの締結の都度、過半数を組織している  
かチェックが必要です。

また、労働組合は“その事業場で働くすべての労働  
者の代表”としての役割を期待されています。

組合員でない正社員からパートタイマー・アルバイ  
ト・契約社員・再雇用者・管理職まで、同じ職場で働く  
すべての労働者\*の意見を聴き、労働者の代表として  
の役割を果たしましょう。

労働組合が過半数を上回るよう、仲  
間づくりに取り組もう! 会社全体で  
過半数組合でも、職場単位での確認  
は必要なんだね!



\*出向者は、労働時間管理を行う出先の労働者数としてカウントします。派遣  
社員は間接雇用のためカウントされません。

\*派遣社員は直接雇用関係のある、派遣元の労働者としてカウントされます。

## 過半数組合ではない場合 労働組合がない場合

### 過半数代表者の選出が必要!

#### 選出する際のチェックポイント

- 労働者の過半数を代表している
- 選出に当たっては、すべての労働者が参加して民主的な手続きが  
とられていること
- 管理監督者でないこと

過半数を組織していない労働組合は過半数代表者の選出手続に積極的  
に関わり、労働組合の存在・役割をアピールし、仲間づくりに取り組みま  
しょう。

過半数でない労働組合の委  
員長等が過半数代表となるため  
には、過半数代表として信任を  
得る手続き(投票や挙手など)  
が必要です。この場合、委員長  
等は「過半数代表者」として協  
定を締結します。

#### 過半数労働組合等チェックリスト



単組本部向け



単組支部・分会向け

